

# 地域スポーツ・文化芸術活動体制整備事業費補助金（地域クラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員配置促進事業）実施要綱

（平成30年5月28日北海道教育委員会教育長決定）  
（令和元年7月23日一部改正）  
（令和2年12月8日一部改正）  
（令和3年4月16日一部改正）  
（令和4年5月11日一部改正）  
（令和5年9月12日一部改正）

## 1 通則

地方スポーツ振興費補助金（地域スポーツクラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員の配置支援事業）交付要綱（令和4年2月1日スポーツ庁長官決定）、地域スポーツクラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員の配置支援事業実施要領（令和4年2月1日スポーツ庁次長決定）、文化芸術振興費補助金（地域文化クラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員の配置支援事業）交付要綱（令和4年2月3日文化庁長官決定）及び地域文化クラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員の配置支援事業実施要領（令和4年2月3日文化庁次長決定）に基づき、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行と持続可能な地域スポーツ・文化芸術環境の一体的な整備を進め、将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、次に掲げる事業の実施について必要な事項を、本実施要綱で定めるものとする。

- (1) 地域クラブ活動体制整備事業（地域クラブ活動への移行に向けた体制の構築に関する事業）
- (2) 中学校における部活動指導員の配置促進事業

## 2 事業の内容

- (1) 地域クラブ活動体制整備事業（地域クラブ活動への移行に向けた体制の構築に関する事業）

### ア 総括コーディネーターの研修会開催等

市町村において、関係者との連絡調整・指導助言等を行う総括コーディネーターの担い手確保のためのリクルート活動や総括コーディネーターの研修会を開催する。

### イ コーディネーターの研修会開催

地域クラブ活動の運営団体・実施主体と中学校の連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等のコーディネーターの研修会を開催する。

### ウ 市町村の方針策定・体制構築等に係る協議会開催等

市町村において、スポーツ庁と文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）及び北海道教育委員会が令和5年3月に策定した「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」を踏まえ、地域クラブ移行に向けた方針策定・体制構築等に係る協議会の開催や、域内における地域クラブ活動状況等の実態把握調査を行う。

### エ 地域クラブ活動への移行に係る説明会開催

域内のスポーツ・文化芸術関係者、学校関係者、保護者等に対して、地域クラブ活動への移行に関する説明会を開催する。

### オ 実技指導等を行う指導者の研修会開催

地域クラブ活動において、実際に実技指導等を行う指導者に対して、教育的意義や体罰防止等の留意すべき内容に関する研修会を開催する。

### カ 困窮世帯の参加費用負担の支援に係る体制構築

経済的に困窮する世帯への参加費用負担の支援に係るシステム設置・改修等の体制構築を行

う。

## (2) 中学校における部活動指導員配置促進事業

公立の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含むものとし、札幌市立の学校を除く。以下同じ。）の設置者が、学校における働き方改革の推進と部活動指導の一層の充実に資するため、教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員（学校教育法施行規則（昭和22年文部科学省令第11号）第78条の2に規定されている部活動指導員をいう。以下同じ。）を配置することを目的とする事業で、次に掲げる全ての事項を満たすもの

ア 実施主体である中学校の設置者が設置する中学校全体で、ガイドライン（活動時間：週11時間程度（平日2時間、休日3時間）、休養日：週2日以上（平日1日、休日1日以上）、部活動指導員に対する研修など）を遵守していること。

イ 部活動指導員を配置する学校の設置者が設置する全ての学校において、在校等時間の客観的な把握を行うことを前提としていること。

## 3 実施主体

実施主体は、公立の中学校を設置する市町村とする。

## 4 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町村は、北海道が指定する期日までに、事業の概要や積算の根拠となる書類を添え、部活動指導員の配置を希望する部活動について事業計画書を提出するものとする。

なお、運動部活動と文化部活動の両方を希望する場合は、別業とする。

## 5 事業報告書の提出

補助金の交付決定を受けた市町村は、北海道が指定する期日までに、積算の根拠となる証拠書類を添え、事業報告書を提出するものとする。

## 6 費用

### (1) 地域クラブ活動体制整備事業（地域クラブ活動への移行に向けた体制の構築に関する事業）

#### ア 補助対象経費

本事業の対象経費は、休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化芸術環境の一体的な整備に向け、地域クラブ活動への移行体制の構築に要する経費のうち次に掲げるものとする。

ただし、地域クラブ活動の移行に向けた体制構築に直接かかわらないものは対象としない。

なお、取扱いに際しては、国による他の事業や北海道が持つ他の経費と紛れることのないように留意すること。

(ア) 諸謝金（研修会の講師、協議会の委員に係る謝金に限る。）

(イ) 旅費（研修会の講師、協議会の委員に係る旅費に限る。）

(ウ) 通信運搬費

研修会や説明会等の開催に当たり作成したパンフレット等の発送に係る経費等

(エ) 印刷製本費

研修会や説明会等の開催に当たり作成したパンフレット等の印刷製本に係る経費等

(オ) 会議費

研修会や説明会等の開催に当たり必要な会議に支払われるお茶等に係る経費等

(カ) 消耗品費

研修会や説明会等の開催に当たり必要な消耗品に係る経費等

(キ) 借料及び損料

研修会や説明会等を開催する会場などの借上げに必要な経費等

(ク) 雑役務費

困窮世帯の参加費用負担の支援に係る体制構築などに要する役務の請負に必要な経費等

(ケ) 委託費

実態把握調査などの業務委託に必要な経費等

イ 補助金の額

補助対象経費の3分の2以内の額について、予算の範囲内で補助するものとする。

(2) 中学校における部活動指導員配置促進事業

ア 補助対象経費

本事業に係る補助対象経費は、公立の中学校において実施される部活動において、当該学校の設置者が部活動指導員（会計年度任用職員に限る。）を配置するために要する経費のうち、次に掲げるものとし、同一の学校において同一の部活動への部活動指導員の配置が、5年以内のものに限るものとする。

ただし、ガイドラインの改革推進期間（令和5年度から令和7年度まで）において引き続き部活動指導員の配置に取り組むとともに、今後の地域連携・地域移行に関する方針を策定済み又は策定予定である場合は、この限りではない。

また、会議・研修の出席や地域人材の採用事務に係る経費、原稿執筆に係る謝礼金など、部活動に直接関わらないものは対象としない。

なお、取扱いに際しては、国による他の事業や北海道が持つ他の経費と紛れることのないように留意すること。

(ア) 報酬（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。）

(イ) 期末手当

(ウ) 交通費（ただし、次の条件を全て満たす場合に限り。）

a 人材バンクを立ち上げている、若しくは、人材バンクの立ち上げ計画を作成している、又は道の人材バンクに積極的に参画する市町村

b 交通手段が車（他の交通機関がなく、かつ距離等の事情により真に車での通勤がやむを得ない場合に限り。）で、片道の通勤距離が60km未満のものに要する経費

イ 補助金の額

補助対象経費の3分の2以内の額について、予算の範囲内で補助するものとする。

ウ 事業費の積算方法

(ア) 部活動指導員の勤務や活動に対する報酬の積算に用いる1時間当たりの単価（補助単価）は、1,600円（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。）を補助上限とする。

なお、報酬が時間単価によらない場合であっても、1時間当たりで換算した額が1,600円以下であることを事業申請に際して明らかにすること。

(イ) 期末手当については、各市町村の会計基準等に基づく額を設定しても差し支えないが、期末手当基礎額算出の際の1時間当たりの単価は、1,600円を補助上限とする。

なお、時間単位によらない場合であっても、1時間当たりで換算した単価が1,600円以下であることを事業申請に際して明らかにすること。

補助対象は、週当たり15時間30分以上の勤務実績がある場合に限り、これに満たない場合は計上しないこと。

(ウ) 交通費は、各市町村の会計基準等に基づいて適切に計上すること。

エ その他留意事項

(ア) 地域人材の任用に当たっては、義務教育費国庫負担金の対象としている者は、本事業の補助対象から除外するので留意すること。

(イ) 本事業の実施に当たっては、部活動指導員が指導を行う場合、原則、単独で指導を行うこと。

(ウ) 本事業の実施に当たっては、部活動指導員が引率を行う場合、原則、単独で引率を行うこと。（生徒数や大会日程等の事情により、複数名での引率が必要な場合は、この限りでない。）

(エ) 本事業の実施に当たっては、別に定める様式により、教員の部活動指導に係る在校等時間を客観的に把握し、削減状況を報告すること。

(オ) 前年度に補助の対象となっている市町村において、当該年度も引き続き補助対象となる場合

には、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組や部活動数の適正化等を進めるための計画（工程表：当該年度以降に実施する具体的な検討の内容やスケジュール等を示したもの）の策定に向けて設置した検討組織により引き続き検討し、同計画を策定すること。

(カ) 当該年度から新たに補助の対象となる市町村においては、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組や部活動数の適正化等を進めるための計画（工程表：当該年度以降に実施する具体的な検討の内容やスケジュール等を示したもの）の策定に向けた検討組織を設置し、その後同計画を策定すること。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する

附 則

この要綱は、令和3年4月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。